**令和５年度第３回大阪府環境影響評価審査会　会議録**

開催日　　令和６年３月25日（月曜日）

出席委員：相原委員、赤尾委員、勝見委員（会長）、嶋寺委員、惣田委員、

　　　　　髙橋委員（会長代理）、中田委員、中谷委員、西野委員、花嶋委員、若本委員

（午前10時00分　開会）

【事務局（金城課長補佐）】

　定刻になりましたので、ただ今から大阪府環境影響評価審査会を開催いたします。

　事務局の金城です。委員の皆さま方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

　初めに、事務的なことをいくつか申し上げます。マイク、カメラは普段はオフにしていただき、オン、オフの切り替えはご自身でお願いいたします。ご発言の際に「手を挙げる」というボタンでお知らせください。不具合が生じた時などのご連絡は、なるべくチャット機能でお願いいたします。

　この会議は、府の指針に従い傍聴席を設け、公開で開催しています。また、インターネット上でも音声をライブ配信しており、会議資料もご覧いただけるようにしています。

　現在、11名の委員のご出席をいただいており、定足数を満たしています。石田委員、島村委員、高田委員と吉田委員には、急用の方も含めまして所用のためご欠席です。ご欠席の委員には、先日ご意見を頂戴し、会議資料に反映させていただいています。

　会議資料は委員の皆さまに事前にメールでお送りしていますが、説明の際はできるだけ画面に表示するようにいたします。議事次第に資料のタイトルを一覧にしていますので、ご参照いただければと存じます。

　それでは、勝見会長、ご審議をよろしくお願いいたします。

【勝見会長】

　それでは、議題の１番「南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」についての審議に入ります。

　この方法書の審議については、昨年12月25日に当審査会が大阪府から意見照会を受けて以降、５つの専門調査部会において時間をかけて精力的にご審議をいただきました。

　また、委員の皆さまには、現地調査会にもご参加いただきました。委員の皆さま、事務局の方々、どうもありがとうございます。

　部会のうち、大気、景観、事業計画を含む３つの部会については、本件の事業特性を勘案して合同で開催することとし、合計８名の委員の方々に多角的、総合的に審議を重ねていただきました。

　今回、各専門調査部会で行っていただいた審議の結果を事務局で１つにまとめてもらいましたので、本日は全体を通した審議を行い、審査会から大阪府に回答する意見を取りまとめたいと思います。委員の皆さまには円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

　それでは、事務局から検討結果案の内容についてご説明をお願いいたします。

【事務局（酒向総括主査）】

　おはようございます。事務局の酒向です。よろしくお願いいたします。

　それでは、お手元の資料に基づきご説明を進めたいと思います。

　今、画面に表示させていただいておりますのが、南港発電所更新計画に係る方法書の検討結果（案）です。

　まず目次ですが、大きく３つの部分に分けております。冒頭に方法書の概要、２の検討結果ですが、分野ごとに専門調査部会でご審議いただいた内容を、それぞれまとめた内容です。

　３の指摘事項については、検討結果の中で課題として整理した事項を抽出した内容です。その後、62ページ以降に住民意見等として、大阪市長意見、堺市長意見、住民等のご意見等、事業者の見解を添付しております。

　それでは、内容の説明に入らせていただきます。方法書の概要については、既に十分ご承知いただいていますので割愛し、２の検討結果から説明させていただきます。

　検討結果について、３行目冒頭の説明のとおり、方法書の内容について、関係市長および住民等の環境の保全の見地からの意見ならびに主務省令を勘案し、科学的かつ専門的な視点から慎重な検討を行ったとしております。

　まず、全般的事項です。青色で着色した部分を中心にご説明をさせていただきたいと思います。事業計画の計画概要ですが、南港発電所は運転開始後30年以上経過しており、最新鋭の高効率ＧＴＣＣに設備更新するというものです。

　イは、原動機の種類、出力です。

　ウの設備の配置ですが、33行目、タービン建屋等継続して使用しない設備は当分の間残置し、脱炭素燃料やＣＣＵＳなどの導入の見通しが立ち撤去の必要が生じた時期に撤去計画を策定するとしています。

　21ページです。配慮書以降に煙突構造を単筒身型から集合型に変更したことに伴い、ボイラー南側の築堤の一部を撤去するため、タービン建屋北側の通路の並木を伐採する可能性があるとしております。

　エから次のページまで割愛します。22ページの（２）事業計画の検討の経緯です。26行目、配慮書手続き以降に計画段階配慮事項の調査、予測・評価が再度実施され、配慮書において示された複数案とは異なる設備計画が策定されました。

　配慮書においては、Ａ案の煙突高さが80メートルで単筒身型、Ｂ案の100メートルの２案を設定しておりましたが、複数案として80メートルの集合煙突とするＣ案が追加され、予測および評価が行われました。

　７行目は大気の予測評価について、11行目からは景観について整理しており、16行目で地上高80メートルの集合煙突とするＣ案が優位であると事業者が評価し、事業計画に採用していると書いております。

　（３）は環境影響要因および環境影響評価の項目です。29行目をご覧ください。既設のタービン建屋等の撤去工事について、環境省のガイドラインに基づき、環境影響評価の対象には含めていないということです。

　（４）の課題５行目ですが、計画段階配慮事項についての検討は、早期段階での重大な環境影響の回避につながり大きな意義を持つと同時に、比較的簡易な手法が用いられることから、必ずしも良好な予測精度が確保されているものではない。このため、今後実施する予測の結果を環境保全措置の検討に十分に反映させ、採用することとした発電設備等の構造についての基礎的諸元についても必要に応じて見直しを行い、大気環境保全について適正に配慮された事業内容となるよう取り組む必要があるとしております。

　12行目ですが、既存設備の撤去工事については、ガイドラインにおいて対象としないことが可能であるとされている場合であっても、大気質、騒音および廃棄物等に係る環境影響を回避または極力低減する必要があり、景観等への影響の観点から、無用となった設備を長期間存置しないように努めるとともに、その間の維持管理を適切に行う必要があるとしております。

　続きまして、25ページの大気質です。まず、事業計画ですが、４行目に最新鋭の低ＮＯｘ機器・排煙脱硝装置についての言及をしております。11行目に煙突高さ現行200メートル、案では80メートルの集合煙突のことを書いております。13行目からは、ＮＯｘの排出量については、時間当たりの排出量は減少、ただ、年間排出量については現行施設では29万ノルマル立方メートル、計画施設では31万5,000ノルマル立方メートルと推計されるが、計画施設の年間設備利用率は現在検討中であるため、準備書において明らかにすると説明をしております。

　23行目です。本件事業の複数案におけるＮＯ２の最大着地濃度は次のように予測されており、Ｃ案が１桁低い結果となっております。

　28行目ですが、これらの濃度を過去に府において環境影響評価手続きが実施された発電所のうち、同程度の出力を有する事業との間で最大着地濃度予測結果を比較すると、Ｃ案における最大着地濃度は比較対象の３件の濃度の範囲内にあることが確認されるとしております。

　次のページです。（２）の８行目ですが、施設の稼働については、ＮＯｘを評価項目に選定しており、選定に当たっては、事業特性・地域特性に関する情報を踏まえたとしております。

　（３）の調査の手法と予測の手法については、時間の都合上割愛します。

　（５）は環境保全対策の実施の方針です。

　（６）の課題です。13行目から22行目までの３つの段落については地域特性を述べております。１つ目は法令上の位置付け、２つ目の段落はＮＯ2の現況、３つ目の段落はＰＭ2.5の現況について述べております。

　23行目です。これらの事実を踏まえ、大気環境に係る調査、予測及び評価を適切に実施し、大気環境への影響を回避または極力低減することに万全を期する必要があり、今後実施する予測の結果を環境保全措置の検討に十分反映させ、採用することとした発電設備等の構造についての基礎的諸元についても必要に応じて見直しを行い、大気環境保全について適正に配慮された事業内容となるよう取り組む必要があるとしています。

　29行目です。具体的な取り組みとして、燃焼器や排煙脱硝装置の選定において最良の技術を採用するとともに、設備の稼働後は維持管理を徹底する必要がある。また、ＮＯ2の環境濃度の予測結果の観点のみでなく、年間排出量の観点からも適切に措置を講じる必要があるとしております。

　33行目ですが、ＰＭ2.5の予測および環境保全措置について、事業者は二次生成に係る予測手法及び対策について現時点で確立されていないが、精度が高い予測手法が確立された場合には必要に応じて検討していくとの見解を示しています。

　29ページの４行目です。微小粒子状物質については、二次生成の原因物質の一つである窒素酸化物の排出抑制措置を適切に講じる必要がある。予測についても、人の健康への影響を回避することの重大性を十分に考慮する必要があり、二次生成に係る予測手法について諸外国を含む動向を踏まえ、仮に予測及び評価の手法が完全に確立されていなかったとしても、予測の実施に積極的に取り組むべきであるとしております。

　９行目です。アンモニア等の脱炭素燃料の導入を図る際には、大気質についての予測及び評価を改めて行い、その結果を踏まえ、導入によって生じる恐れがある影響を回避または極力低減する必要がある。

　12行目です。府民の理解が得られるよう、事業計画についての丁寧で十分な説明を双方向の情報交流の下で行う必要がある、また、大阪府との間の公害防止協定の下で大気環境保全を推進するなど、府民、大阪府・地元市等の関与を十分に図る必要があるとしております。

　続きまして、騒音、振動、低周波音です。（１）は事業計画です。

　14行目の（２）です。施設の低周波音を評価項目に選定していないことについて、発生源であるガスタービン等の回転機器を建屋内に設置することなどにより、周辺への影響を極力低減する計画であること、また、自社の先行プラントにおいて低周波音が問題になったことはないと説明しております。

　（３）（４）は割愛し、（６）の課題です。低周波音の代表的な発生源の一つに位置付けられているガスタービンが設置されること、遠距離伝搬が生じやすい伝搬特性、壁面からの低周波音の放射を防止するための技術的検討の重要性などを踏まえ、施設の稼働を影響要因とする低周波音を評価項目に追加し、調査、予測等、それぞれ適切に実施する必要があるとしております。

　続きまして、水質です。（１）は事業計画でして、５行目ですが、冷却水量は現状の79.2立方メートルから42立方メートルに低減する計画としているとしています。

　（２）です。17行目ですが、冷却水使用量の減少に伴う周辺海域の水質への影響について、主務省令の参考項目に位置付けられていないとともに、他の発電所の環境影響評価書でも評価項目とした実績がなく、火力発電所の評価手法として確立されたものがないことから選定していないが、シミュレーションを実施して審査会に説明すると述べています。

　（３）は省略させていただきます。

　（４）です。26行目、河川水によって塩分成層が発達している海域において平面２次元モデルを適用することの妥当性について、事業者は平面２次元モデルによる予測と実績が整合することが確認できていることから、適用することに問題ないとしております。

　図の９をご覧いただきますと、事業者は、黄色の点線が予測の範囲、実線が実測で、実測値が予測の範囲内におおむね収まっているということを説明しておりますが、この点は乖離があると思いますので、後ほど課題で述べさせていただきます。

　33ページの32行目ですが、水質への影響の予測手法については、準３次元生態系モデルを利用して、植物プランクトン量、栄養塩類、溶存酸素濃度を予測すると説明しています。

　（５）の課題です。温排水の排出に係る水温の予測については、現行施設の環境影響評価における予測結果と施設運用開始後の測定値の間に深度によって相当な乖離が見られることを踏まえ、予測の実施に当たり、予測モデルの現況再現性をあらかじめ確認するなど、予測精度の確保に努める必要があるとしております。

　17行目からです。対象事業実施区域においては海水の停滞性が強く、窒素・リンの濃度や底層の溶存酸素量に悪影響を及ぼしている。海洋生物環境研究所等が行った研究において、現行施設の取放水が一定の水質改善効果を担っている可能性があることを明らかにしている。事業に伴う環境負荷の減少は、環境影響を低減する方向に作用するのが一般的であり、本件計画における冷却水量の減少においても周辺海域における水温については影響の低減が当然に予想されるが、他方、水質については海水の停滞性が現在より高まることによる悪化が懸念されるとしております。

　以上を踏まえ、冷却水使用量の減少に伴う周辺海域の水質への影響についての調査、予測及び評価をその他の環境影響評価と一体的に行い、これらの結果を準備書に記載することにより影響の程度を明らかにし、関係諸機関による大阪湾の水質保全にも活用されることが望まれるとしております。

　続きまして、39ページの動物です。最初に、陸域動物についてです。１）２）は省略させていただきます。

　16行目の３）調査手法です。資料調査については、河川水辺の国勢調査等により行うとしておりますが、事業者に確認しますと、他にもガンカモ類の生息調査報告書等、複数の資料を使用する予定であるとの説明をしております。

　４）の予測については類似事例を参考に予測するとしており、事業者に確認しますと、参考にする事例は生物の種類と工事の内容の双方の類似性を考慮して選定すると説明しています。

　環境保全対策の実施方針です。改変範囲は必要最小限とし、改変された緑地は可能な限り回復する。重要な動物種が確認された場合には、確認状況・周辺環境も考慮の上、保全措置の要否等を検討するということです。

　（２）の海域動物です。

４）の予測についてですが、29行目で、温排水拡散予測結果を踏まえ、類似例を参考に予測を行うとしており、31行目からの段落と、その次の段落については具体的に温排水と水質に係るモデルについて述べており、水質で見ていただいた内容と同じです。

　43ページの植物です。まず、陸域植物です。５行目で事業計画として、ボイラー南側の築堤を一部撤去する。タービン建屋北側の並木を伐採する可能性があるとしております。

　続きまして、６）の環境保全対策の実施の方針です。12行目です。緑地の回復に関する遺伝子かく乱の対策について、元々埋め立て地であるため固有の樹種は存在しないという認識ということですが、樹種については対象事業実施区域内に生息しているものを選定するとのことです。

　18行目ですが、重要な植物種が確認された場合の取り扱いについて、確認状況および周辺環境も考慮の上、保全措置の要否を検討するということです。

　続きまして、21行目から海域植物です。こちらは時間の都合で省略させていただきます。

　46ページの生態系です。（３）の調査の手法について見ていただきますと、47ページ１行目から、典型性の注目種としてハクセキレイ１種のみを選定した理由について、工場地帯等人工的な立地環境で広く分布して、対象実施区域内外でも人工地盤や草地で採餌をはじめとした利用が多く確認されていることから選定したと説明をしております。

　14行目です。築堤を一部撤去することに関連して、普通種を含む現地調査を実施するとともに、生息環境の復元にも配慮すると説明しております。

　環境保全対策の実施の方針ですが、23行目からは既にご覧いただいたような内容です。26行目から、外来種が発見された場合の取り扱いについては、特定外来植物が確認された場合は可能な限り防除等の適切な処置を検討し、要緊急対処特定外来生物が確認された場合は環境省または自治体に報告し、対処法等について相談するとのことです。

　続きまして、景観です。（１）は事業計画ですが、５行目、火力発電所に設置される建築物は一般に規模が大きいということで、７行目から現行施設の規模を記載しております。

　22行目ですが、計画施設の建築物等の寸法については現在検討中であるため、準備書において示すとしております。

　27行目ですが、並木の伐採に関連して、過去には見学者を受け入れていたが、既に終了しているため、この並木が市民の目に触れることはないと説明しております。

　続きまして、調査の手法ですが、20行目、景観資源の状況については、都市景観資源の概要等により景観資源に係る情報収集・整理を行うとしております。（５）及び（６）は割愛させていただきます。

　（７）の課題ですが、火力発電所に設置する建築物等は一般に規模が大きいため、その規模、配置、構造、形態、意匠および色彩等について十分な検討を行い、周辺や背景となる景観との調和が得られる建築計画とする必要がある、主要な建築物等を欠くことなくフォトモンタージュを作成し、眺望景観を適切に予測する必要があるとしております。

　景観資源の選定においては、対象事業実施区域が位置する臨海部に特徴的な自然景観構成要素である大阪湾の水面等の景観を重視する必要がある。このような観点から、眺望点（海上を含む）、景観資源および眺望景観を適切に把握した上で眺望景観の予測を適切に行う必要がある。また、対象事業実施区域の南側（堺市域）における眺望点の地点数が不十分であることから、同地域に位置する人と自然とのふれあいの活動の場などに眺望点を追加することを検討する必要があるとしております。

　続きまして、人と自然との触れ合いの活動の場ですが、こちらは時間の都合上、割愛します。

　続きまして、52ページ、廃棄物等です。（１）は施設の供用に伴う廃棄物について整理をしております。

　（２）は工事の実施に伴う廃棄物等です。31行目、タービン建屋等の設備の撤去工事は、環境影響評価の対象外と整理しております。

　53ページの６行目から課題としておりますが、撤去工事は、タービン建屋等大規模な既設設備の解体に伴って多量の産廃や建設発生土が生じるので、環境影響評価の対象としないことが可能とされている場合に該当するとしても、産業廃棄物の再生利用や建設発生土の有効利用に適切に努める必要があるとしております。

　続きまして、54ページ、温室効果ガス等です。（１）は事業計画でして、４行目ですが、2050年までに事業活動に伴うＣＯ2排出を全体としてゼロにすべく取り組んでいるとあります。

　７行目からは、事業者が参画する協議会において、国全体の排出係数である0.25kg/kWh程度という実現を目指しているということ。10行目は、最新鋭の高効率ＧＴＣＣにより発電端熱効率を向上させるということ。13行目からは、水素・アンモニア燃料やＣＣＵＳ等の最新技術の導入等を考えているということです。

　17行目です。新しい技術の導入が実現するまでの間は天然ガスを専焼するとともに、ＣＯ2の回収が行われないため、本件事業計画と「ゼロカーボンビジョン2050」等との整合性について事業者に確認をしましたところ、更新により発電効率が向上すること、ＣＯ2排出量削減を図ることができること、火力発電所は調整電源として一定程度確保する必要があることから、ゼロカーボン火力の実現に向けてゼロカーボン燃料やＣＣＵＳなどのあらゆる可能性を排除せずに検討を進めていると説明がなされております。

　（２）から（４）は省略させていただきます。（５）の課題です。27行目ですが、国における目標、事業者が参画する協議会の排出係数に係る目標との整合性が図られるよう、本件事業計画における水素やアンモニア等の脱炭素燃料やＣＣＵＳ等の火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入についての具体的な方策や工程を可能な限り早期に確立し、実行に移す必要がある。

　再生可能エネルギーの最大限の導入に加え、事業者における火力発電全体において、非効率で二酸化炭素排出量の多い火力発電所の休廃止や稼働抑制を適切に行うことなどにより、他社からの購入分を含め、火力発電全体として二酸化炭素排出削減の取り組みを適切に進める必要がある。次のページです。本計画は既設発電所と比較して高効率な発電所ではあるものの、稼働に伴い大量のＣＯ2を排出するものであることから、事業者は今後、準備書段階で、2050年および2030年の事業者の電源構成が、カーボンニュートラル目標および排出係数に係る目標と整合的なものであることをできる限り詳細な合理的根拠を持って示す必要がある。また、今後の技術開発の状況に的確に対応して最新鋭の発電設備の導入を図るとともに、高い発電効率を継続的に発揮するための運用開始後の運転管理および維持管理に適切に取り組む必要があるとしています。そして９行目、先のＣＯＰ28において本邦首相が2030年までの行動が決定的に重要であることを強調するなどし、また世論調査でも気候変動問題の取り組みについて高い関心が見られることを踏まえ、以上の取り組みの状況を府民に継続的に公表し、双方向の情報交流を行うことも重要であるとしております。

　検討結果は以上です。続いて58ページから指摘事項です。冒頭３行目から、当審査会では、事業者から提出された方法書について、関係市長および住民等の環境の保全の見地からの意見ならびに主務省令を勘案しつつ科学的かつ専門的な視点から慎重な検討を行い、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を取りまとめた。ついては、大阪府知事におかれては、本件事業において環境の保全についての適正な配慮が確保されるよう当審査会の意見を踏まえて適切に対応されたいとしておりまして、各分野の検討結果で課題としていたところを抽出した内容としております。

　その後、62ページ以降が市長意見、住民意見等、63ページが大阪市長の意見で、全般的事項、景観、温室効果ガス等についてご意見をいただいております。続きまして、堺市長の意見ですが、こちらも３つの事項についてご意見をいただいております。最後は住民意見と、それに対する見解で、全部で11の項目に分けられておりますが、大気や、温室効果ガスや、情報交流などについてのご意見がございました。

　資料のご説明は以上です。

　本日ご欠席の先生方から資料をご覧いただきました。本内容についてさらに追加、修正のご意見はございませんでした。

　以上です。

【勝見会長】

　ただ今のご説明からもご理解いただけたかと思いますが、それぞれの専門調査部会が相当時間をかけて検討を丁寧に行っていただきました。

　今日は、最終的な取りまとめに当たりまして、全体を横断的に確認いただいて、ご意見、ご質問をお受けしたいと思いますので、ご発言をお願いします。委員の皆さま、よろしくお願いいたします。挙手ボタンで手を挙げていただきますようお願いいたします。

　いかがでしょうか。

　皆さん、部会のほうで何度もご発言いただいて、そのご意見もこの中に含めていただいているという理解でよろしいでしょうか。何か質問等いかがでしょうか。

　事務局の方から何か、先ほどのご説明で補足はございますか。

【事務局（金城課長補佐）】

　事務局の金城です。ご審議いただきありがとうございます。

　ただ今、検討結果をご説明させていただきましたように、各専門調査部会でかなり長い時間をかけていただき、また、大阪市、堺市の市長の意見も勘案いただくとともに、事業者へ提出された住民意見についてもよく見ていただいて、各部会で結論を取りまとめていただいたものを、今ご説明させていただいた次第です。

　丁寧にと申し上げます中には、やはり大阪地域の環境特性、環境基準を今まで達成できていないといったところを踏まえたご審議をいただけたものだと思います。ありがとうございました。

　事務局からは以上です。

【勝見会長】

　委員の皆さま、いかがでしょうか。ご発言、ご質問、この取りまとめ検討結果に関するご意見等ありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

　よろしいでしょうか。

　部会でそれぞれ何度もご審議いただいてきたということもありますので、この検討結果については、皆さん、修正する必要はないということで承ってよろしいでしょうか。

　特にご発言ないというようことのようですので、今回、修正意見はないということで、本日ご説明いただいた検討結果を審査会答申としたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

　ご意見等ございましたら、ご発言、あるいは挙手をいただければと思います。

　特にご発言、挙手等ないようですので、こちらをお認めいただいたということで、12月25日に照会を受けた審査会の意見については、取りまとめさせていただきましたように、本日付で大阪府に回答することとさせていただきたいと思います。

　委員の皆さま方には、ここまで専門調査部会等で精力的にご審議いただきまして、大変ありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

　それでは、議題１、これで終了させていただきたいと思います。

　次、議題２「その他」ということですので、事務局からお願いいたします。

【事務局（横山総括主査）】

　検討結果をおまとめいただきありがとうございました。

　もう一件、現在ご審議をいただいています大栄環境の和泉エネルギープラザの準備書の手続きについて申し上げます。

　これまでも機会を捉えて状況を随時報告しておりますが、最新の動きを含めて、いま一度ご説明します。

　まず、一般の方からの意見の提出についてですが、縦覧開始から１月11日までの１カ月半の間に、大阪府に対して７者から、事業者に対して６者から提出がありました。その後、２月９日に意見に対する事業者の見解書が府に提出されました。また、関係市町村長からの意見についても、和泉市長から２月２日に、岸和田市長から２月29日に提出を受けました。

　一方、大阪府では３月３日に公聴会を開催し、事前にお申し込みいただいた９名の方からご意見を伺いました。傍聴者は21名でした。口述いただいたご意見は、３月22日に事業者に送付するとともに、府のホームページ上で公表をしました。今後、この意見の送付から30日以内に事業者の見解書が府に提出されます。

　知事意見を事業者に述べる期間ですが、条例の規定により６月８日までとなっておりますので、それを念頭にご審議をいただきたいと存じます。引き続きご審議にご尽力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

　以上です。

【勝見会長】

　ありがとうございます。何か今の件でご質問等ございますか。

　スケジュール感も見ておいていただければと思います。よろしくお願いいたします。

　それでは、予定していた議事は以上ですが、委員の先生方、全体を通じて他に何かございますか。

　特にないようですので、進行を事務局にお返ししたいと思います。円滑な議事進行にご協力をいただき、どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

【事務局（小林室長）】

　ありがとうございます。環境管理室長の小林です。閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

　委員の皆さまには、年度末の何かと慌ただしい時に答申をまとめていただき、誠にありがとうございます。今回の案件では、ほぼ全ての分野を検討の対象とし、幅広い分野にわたって綿密な、また慎重なご審議を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

　いただいた答申を踏まえ、なるべく速やかに知事意見を経済産業大臣に申し述べたいと思いますので、よろしくお願いします。

　委員の皆さまには、大変お忙しい中と存じますが、先ほど説明したように、現在ご審議いただいています大栄環境の廃棄物処理施設、これは先ほどの説明のとおり、久しぶりに公聴会の公述の申し出もありました。環境アセスメントの制度と廃棄物処理施設の設置許可の両方の面から、生活環境の影響についてしっかりと検討してまいりますので、引き続きご審議をよろしくお願い申し上げます。

　さて、今後ですが、今申し上げた大栄環境の案件の他、これまで方法書をご審議いただきました泉佐野市田尻町清掃施設組合のごみ処理施設の整備事業と、株式会社タカハシのカレットセンター水走工場の準備書が、来年度になりますが、審議を始めていただく予定です。

　また、その他、臨海部におきまして、１つは木材コンビナートの貯木場の埋め立て事業の件が出てくる予定です。

　その他、これは概要しかまだ分かってないのですが、脱炭素燃料のプロジェクトが臨海部で行われるということで、その施設がアセスの規模の大きさになっていると聞いております。それが提出されれば、脱炭素燃料のプロジェクトの方法書になります。

　来年度、またたくさんの案件が予定されております。これまでも多方面から慎重な審議を続けてきていただいておりますが、また引き続きよろしくお願いしたいと思います。

　特に脱炭素の燃料プロジェクトの事業については、本日の案件と同様、これから脱炭素社会に向けてさまざまな取り組みがなされるところですが、当然、脱炭素を進めていかなければならないのですが、このアセスの審査会では、地域の環境というところが主目的になっておりますので、脱炭素と併せて地域の環境への影響ができるだけ少ないようにということでも、ご審議をいただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

　以上です。

【事務局（横山総括主査）】

　それでは、これをもちまして令和５年度第３回環境評価審査会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

（午前10時47分　閉会）